

令和4年2月8日 立川市広報課
送付文書 計1枚

報道機関 各位

本市職員の懲戒処分について

本日令和4年2月8日（火）付けで、以下のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

1. 被処分者

教育部主事 29歳 男性

2. 事件概要

令和3年12月18日（土）午後11時過ぎ、友人との飲酒後の帰宅途中の電車内において下半身を露出し、公然わいせつ罪で現行犯逮捕された。

在宅事件としての捜査を経て、令和4年2月5日（土）に罰金10万円の略式命令を受けた。

3. 処分内容

懲戒処分 停職1月

4. 処分発令日

令和4年2月8日（火）

※ 教育長から市民のみなさま方へ

今回の事件は、市職員として極めて不適切な行為であり、多大なご迷惑をおかけしたことを心から深くお詫び申し上げます。また、市民のみなさま方には、配下の職員が公務員としての自覚を欠きこのような不祥事を起こしてしまい、誠に申し訳ございませんでした。

二度とこのようなことを起こすことがないように、改めて職員の服務規律の徹底に努めるとともに、市民のみなさま方の信頼回復に取り組んでいく所存でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【問い合わせ】

立川市教育委員会事務局教育部教育総務課長 小林 直弘

TEL042-523-2111 内線2128